

文化財保護法の一部を改正する法律の概要

1. 保護対象の拡大

文化的景観

- (1) 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された文化的景観を文化財として位置付けることとする。(第2条関係)
- (2) 文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、景観法で定める景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観のうち、特に重要なものを重要文化的景観として選定することとする。(第134条関係)
- (3) 重要文化的景観について、滅失、き損した場合や現状変更等をしようとする場合に所有者等が届出を行うとともに、文化庁長官が必要な指導、助言又は勧告をすることができるなど、必要な保護措置を講ずることとする。(第136条～第141条関係)
- (4) 重要文化的景観の選定に当たっては、関係者の所有権等を尊重するとともに、国土の開発等公益との調整や農林水産業その他の地域における産業との調和に留意しなければならないものとし、文化庁長官が勧告等をしようとするときは、関係各省各庁の長と協議しなければならないものとする。(第141条関係)

民俗技術

民俗文化財に、風俗慣習及び民俗芸能に加え、地域において伝承されてきた生活や生産に関する鉄・木材等を用いた用具、用品等の製作技術である民俗技術を追加することとする。(第2条関係)

2. 保護手法の多様化

登録制度の拡充

- (1) 登録有形文化財制度を、建造物以外の有形文化財にも拡充し、現行の保護措置と同様、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講ずることとする。(第57条～第69条関係)
- (2) 登録有形民俗文化財制度及び登録記念物制度を創設し、登録有形文化財制度と同様の保護措置を講ずることとする。(第90条、第132条及び第133条関係)

3. その他

- (1) この法律案は、平成17年4月1日から施行するものとする。(附則第1条関係)
- (2) 条文整理に伴う関係法律の改正を行うものとする。(附則第2条～第15条関係)